

様式第3－2号

農業振興地域指定年度 平成22年度
農業振興地域整備計画策定年度 令和 7年度

長浜市農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更〔案〕）

令和7年12月24日〔変更協議〕

滋賀県長浜市

1 農業振興地域整備計画変更同意年月日 (計画全体の変更)	令和7年8月18日	前回整備計画変更同意年月日 (農用地利用計画のみの変更)	令和7年12月9日
----------------------------------	-----------	---------------------------------	-----------

2 変更理由

番号	整備計画の項目		農用地区域を変更する土地				同左の現況別面積				土地利用計画変更の理由	法的根拠等確認事項
	頁と区域番号	平面図番号	別添図番号	大字	字	地番	現況	除外する土地	編入する土地	用途別面積		
1	P 7 B 地区 (浅井地域)	121	7	山ノ前町	出口	198番2	田	55.93 m ²	m ²	田 ▲55.93 m ²	(倉庫) 申出地の隣地に居住する申出人は、持ち家の生活環境を整備するため、新たに倉庫を設置することを計画された。倉庫を使用するにあたり、利便性や防犯面から、住居の隣地に設置することが適しているため申出地を選定された。 規模については、農機具（小型耕運機、草刈機、除草剤散布機、スコップ、クワ等）を保管する予定としており、除外面積は過大ではない。また、申出地東側の南北に伸びる用地は車庫のメンテナンススペース及び車庫北側への連絡通路として必要である。 また、農用地区域の周縁部に位置し、道路と面していることか	農機法第13条第2項各号該当 ・第1号 必要かつ適当、代替性なし ・第2号 地図計画の達成に支障なし ・第3号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第4号 農用地利用集積に支障なし ・第5号 土地改良施設の機能に支障なし ・第6号 土地改良事業完了後8

										ら、農作業効率や農地利用集積への支障はない。 直近土地改良事業の完了から、8年以上経過しており、また地元自治会の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	年経過
2	P7 C地区 (びわ地域)	127	7	弓削町	箕田	63番	田	2,976 m ²	m ²	田 ▲2,976 m ² (車両整備、保管倉庫及び駐機場) 申出人は、土木・河川等工事を行う建設業者である。工事物件の増加に伴う工事用車両・重機の購入や、申出地の東側にある既存資材置場・資材倉庫・工事用車両の拡張を計画されている。また、熱中症対策のために現場事務所のストックスペースを確保するなど、現場管理の厳正化に伴う計画も含んでいる。他の近隣の土地では必要面積に達しないことや、県道を横断することで危険が生じることを勘案され、申出地を選定された。 規模については、具体的な土地利用をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当であると認	農機法第13条第2項各号該当 ・第1号 必要かつ適当、代替性なし ・第2号 地図計画の達成に支障なし ・第3号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第4号 農用地利用集積に支障なし ・第5号 土地改良施設の機能に支障なし ・第6号 土地改良事業完了後8

										められ、除外面積は過大ではない。 また、農用地区域の周縁部に位置し、道路と面していることから、農作業効率や農地利用集積への支障はない。 直近土地改良事業の完了から、8年以上経過しており、また地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	年経過
3	P 8 F 地 区 (高月地 域)	110	7	高 月 町 東 阿閉	柿田	1445 番	田	1, 358. 5 m^2	田▲1, 358. 5 m^2	(駐車場) 申出人は、高月町東阿閉にて、山土・碎石等の運搬事業を展開する運送業者であり、事業拡大のため、新しい工事機材、大型トレーラーを含む車両を購入されることから、駐車場の拡張を計画された。防犯管理上、既存事業所の隣である必要性や、大型トレーラーの切り返しができる広さを勘案し、今回の申出地を選定された。 規模については、具体的な土地利用をもとに必要面積を積算し	農地法第 13 条第 2 項各号該当 ・第1号 必要かつ適当、代替性なし ・第2号 地域計 画の達成に支障 なし ・第3号 農業上 の効率的な利用 に支障なし ・第4号 農用地 利用集積に支障 なし

											おり、必要かつ適當であると認められ、除外面積は過大ではない。 また、農用地区域の周縁部に位置し、農道に面していることから、農作業効率や農地利用集積への支障はない。 直近土地改良事業の完了から、8年以上経過しており、また地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	・第5号 土地改良施設の機能に支障なし ・第6号 土地改良事業完了後8年経過
4	P9 G地区 (木之本地域)	73	5	木之本町 木之本	椿クル	1863番1 1864番2	田 田	474m ² 1,035.94m ²	m ² ▲1,509.94m ²	田	(駐車場・土場・従業員休憩所) 申出人は、木之本町木之本を拠点に木之本地域・西浅井地域・余呉地域で一般廃棄物収集・運搬事業をされている業者である。 現在、事業所は木之本町内にあり、収集した一般廃棄物は借地である西浅井町内の土場で分別作業を行っているが、令和10年に土地を返却する予定であり、既存事業所に作業用車両・従業員車両の計14台を集約することや、令和9年の従業員増員のための駐車場	農耕法第13条第2項各号該当 ・第1号 必要かつ適当、代替性なし ・第2号 地域計画の達成に支障なし ・第3号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第4号 農用地利用集積に支障

5	P10 I 地区	79	4	西浅井町	新田	2418番	田	1,342 m ²	m ²	▲田 1,342 m ²	(駐艇場) 申出人は、プレジャーボート等	農振法第13条第2項各号該当

	(西浅井 地域)		大浦						<p>の預かり業務を請け負う事業者である。現在、150 隻の船を駐艇されており、これ以上駐艇の契約を受け入れられない状態にある。すでに受けている予約待ちを解消するため、駐艇場の拡張を計画された。</p> <p>契約者から船を適切に管理するため、防犯上、既存駐艇場と一緒に管理することが望ましく、また、船を駐艇するための道路の幅員を確保する必要があり、既存駐艇場と続きになるよう土地を選定された。</p> <p>規模については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。</p> <p>また、農用地区域の周縁部に位置し、水路に面していることから、農作業効率や農地利用集積への支障はない。</p> <p>直近土地改良事業の完了から、8 年以上経過しており、また地元</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号 必要かつ適當、代替性なし ・第2号 地域計画の達成に支障なし ・第3号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第4号 農用地利用集積に支障なし ・第5号 土地改良施設の機能に支障なし ・第6号 土地改良事業完了後 8 年経過
--	-------------	--	----	--	--	--	--	--	--	--

										自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	
							計 7,242.37 m^2	m^2	田 ▲7,242.37 m^2		